

令和5年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業

【やまがた若者定着枠】 募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、大学等卒業後に、県内に定住・就業した場合に奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者としてします。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学している者

ア 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む）

イ 大学

ウ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

エ 短期大学

オ 専修学校専門課程

カ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校

（※）以下に該当する者を含む

① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住している者で県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者

B 県内に所在する大学等に在学している者

(2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金（別表1のとおり）の貸与を受けている者又は今年度中に受ける予定の者

※ 複数の奨学金の貸与を受けている場合でも、助成対象とする奨学金はそのうち一つの奨学金とする

(3) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業又は県内での創業を希望する者

※ 公務員及び以下、修学資金の対象職種（医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師）は本事業の対象外となります。

・山形県医師修学資金 ・山形県看護職員修学資金 ・山形県保育士修学資金
・山形県介護福祉士修学資金 ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業

(4) 次の各号のいずれにも該当する者

ア 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

イ 大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用（※）として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

（※）正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とします。

① 期間の定めのない労働契約をしていること

② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること

③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

(5) 申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者

- ア この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠のほか産業人材確保枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ウ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（※ 県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

2 募集人員

230名

3 募集期間及び提出先

令和5年5月26日(金)から令和5年6月30日(金) 17時(必着)までに、
大学等卒業後に定住予定の市町村へ、持参または郵送により提出してください。
なお、応募書類は返却しません。

4 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（様式1）
- イ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）
- ウ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）

応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口にご相談してください。

5 助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合は、助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- ア 奨学金の貸与を取り消された場合又は受けることができなかった場合
- イ 奨学金の返還が免除された場合
- ウ 助成候補者が辞退する場合
- エ 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住を開始しなかった場合
- オ 山形県内に居住後3年以内に山形県外へ転出した場合（転出後、再度県内に転入した場合を含む。）
- カ 大学等卒業後13か月以内に県内企業等に就業しなかった場合
- キ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合
- ク 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

※ 大学等卒業後、13 か月以内に県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

6 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後 13 か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ県内企業等に通算して 3 年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 返還支援額

次のア、イのいずれか低い額を上限として支援します。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

ア 2 万 6 千円×令和 5 年 4 月以降に奨学金の貸与を受けた月数	・ 大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から 3 年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、左欄の計算式中「2 万 6 千円」を「1 万 3 千円」として計算します。
イ 県内居住・就業から 3 年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）	・ 返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。 ・ 災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。直接、助成対象者本人に対する支払いは行いません。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

ア 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して 2 年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）

② 自己都合による離職期間が通算して 6 か月を超えた場合。

③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間がある場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

(5) 補助金の返還

ア 6－(4) イに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して 2 年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の 2 分の 1 を県へ返還するものとします。

7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わない場合、支援を受けられなくなることがあります。

(1) 大学等在学中に当初の申請内容から変更があった場合の手続き

	提出期限	提出書類
連絡先や住所等に変更があった場合	変更が生じてから 3 か月以内	ア 状況報告書（様式2）

(2) 大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から 3 か月以内	ア 在学期間延長承認申請書（様式3） イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ 進学先の在学証明書又は学生証の写し

※ 大学院等の進学に係る奨学金について返還支援を希望する場合は、改めて当事業への助成候補者認定申請が必要です。

(3) 大学等卒業後の手続き

	提出期限	提出書類
就業開始年度 （1 年目）	就業後 3 か月以内	ア 就業状況等報告書（様式4） イ 在職証明書（様式5） ウ 住民票(写し可、マイナンバー記載のないもの) エ 貸与奨学金返還確認票の写し
2 年目、 3 年目	毎年 9 月 30 日まで	ア 就業状況等報告書（様式4） イ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）
改姓や連絡先、住所等に変更があった場合	変更が生じてから 3 か月以内	ア 改姓・転居等に係る報告書（様式6）

(4) 就業期間が通算して3年を経過した後の手続き

	提出期限	提出書類
就業期間が通算して3年を経過した場合	3 年経過後 3 か月以内	ア 助成対象者認定申請書（様式は補助金交付要綱で規定） イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ 在職証明書（様式5） エ 住民票(写し可、マイナンバー記載のないもの) オ 奨学金返還証明書(写し可) カ 誓約書(様式は補助金交付要綱で規定) ※変更になる場合がありますので、補助金の交付要綱を確認してください。

(5) 就業期間が3年未満で離職した場合の手続き

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合	再就業後 1か月以内	ア 就業状況等報告書（様式4） イ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ウ 再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）（様式5）
離職後、やむを得ない事情により就業できない場合	離職後1か月以内	会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を <u>12か月までに延長することを希望する場合は以下の書類を提出してください。</u> ア 求職・離職期間延長承認申請書（様式7） イ 医師の診断書（病気、けが等の場合） ウ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書（退職年月日が確認できるもの）の写し

(6) 辞退する場合の手続き

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	ア 認定辞退申請書（様式8） イ 身分証明書の写し（運転免許証などの本人確認できるもの）

(7) 提出場所

（4）で定めた提出書類は県に、それ以外の提出書類は応募書類を提出した市町村に提出してください。ただし、大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は、以降すべての提出書類を県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口にご相談してください。

8 応募・問合せ窓口一覧

(1) 市町村 (応募書類提出先)

市町村名	担 当	電話
山形市	教育委員会 学校教育課 高等学校担当	023-641-1212
米沢市	地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	地域共生課 移住定住係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	企画創成課 政策調整係	0237-85-1413
上山市	商工課 商工振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 総合戦略室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画調整係	0238-40-0248
山辺町	政策推進課 山辺町美力発信室 シティプロモーション係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-71-1136
西川町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	教育委員会 教育文化課 学校教育係	0237-62-2270
大石田町	まちづくり推進課 政策推進グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-32-0075
最上町	教育文化課 学校教育室	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	総務課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画財政課 企画調整係	0238-52-1112
川西町	産業振興課 商工観光グループ	0238-42-6645
小国町	総務企画課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 移住定住係	0234-42-0228
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

(2) 県 (応募書類の提出先ではありません。)

担 当	電話
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当	023-630-2691

9 市町村別対象奨学金

定住を希望する市町村をご確認ください。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	○		
米沢市	○		米沢有為会奨学金
鶴岡市	○	○	鶴岡市育英奨学金
酒田市	○	○	
新庄市	○	○	
寒河江市	○	○	
上山市	○	○	上山市奨学金
村山市	○	○	
長井市	○	○	長井教育会奨学金
天童市	○	○	
東根市	○	○	東根育英会奨学金、石川奨学金
尾花沢市	○	○	
南陽市	○	○	
山辺町	○	○	
中山町	○	○	
河北町	○	○	河北町育英会奨学金
西川町	○	○	西川町育英奨学資金
朝日町	○	○	朝日町奨学金
大江町	○	○	大江町ふるさと奨学金
大石田町	○	○	
金山町	○	○	金山町育英会奨学金
最上町	○	○	最上町教育振興修学資金
舟形町	○	○	舟形町教育振興修学資金
真室川町	○	○	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	○	○	大蔵村奨学資金
鮭川村	○	○	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	○	○	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	○	○	
川西町	○	○	
小国町	○	○	
白鷹町	○	○	
飯豊町	○	○	飯豊町奨学資金
三川町	○	○	三川町育英奨学資金
庄内町	○	○	庄内町育英資金
遊佐町	○	○	

山形県知事 殿
市町村長 殿

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	高校名	卒業			
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日	性別		
	住所	〒			
	電話番号 (携帯)		メールアドレス		
家族連絡先	ふりがな				
	氏名				
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
大学等	名称	第 学年			
	所在都道府県		卒業予定年月	(西暦) 年 月	
支援を 申請する 奨学金	いずれか一つに○ () 日本学生支援機構第一種奨学金 (無利子) () 日本学生支援機構第二種奨学金 (有利子) () 市町村の奨学金 ()				
	貸与月額		円	貸与総額 円	
	貸与予定期間		(西暦) 年 月	～(西暦) 年 月まで	
返還支援 予定額	26,000円 × () 月 = 円 ↑ 2023年4月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数 ◎支援の申請時点の返還残額や大学等卒業後の居住地等で支援額は変わります。				
就業予定分野	別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入 分類 () 職業名 (決まっている場合) ()				
将来山形県で 働くことを希 望する理由					
☐ 私は、山形県又は県内市町村がUターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します。 ☐ 私は、令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の 1 - (4) の規定に該当する者ではありません。 ☐ 私は、令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の 6 - (5) に規定に該当する場合の支援額の返還に同意します。					

↑ 同意する場合✓ (裏面もご確認ください。)

(募集要項抜粋)

- 1－(4) 申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者
- ア この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
 - イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠のほか産業人材確保枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
 - ウ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（※ 県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）
- 6－(4) 助成対象者の認定の取消し
- 次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。
- ア 奨学金の返還が免除された場合
(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等)
 - イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合
 - ① 県外に居住した場合
 - ② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合。
 - ③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）
- 6－(5) 補助金の返還
- ア 6－(4) イに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。
 - イ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から他の県内市町村へ転居した場合は、支援額の2分の1を県へ返還するものとします。

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業予定分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
N	教育，学習支援業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
O	その他サービス業関連業種（A～Nに分類されないもの）

※ A～Nの各区分の関係業種には、各業種に関係するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。

山形県知事 殿
_____市町村長 殿

氏名

状況報告書【やまがた若者定着枠】

令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更する項目に✓	変更前	変更後
☐ 氏名の変更		
☐ 住所の変更		
☐ 電話番号またはメールアドレスの変更		
☐ 卒業予定年月の変更		
☐ 奨学金の貸与額や貸与期間等の変更	(例) 月額 80,000 円 総額 3,840,000 円 貸与期間 R5.4～R9.3	(例) 月額 50,000 円 総額 2,400,000 円 貸与期間 R5.4～R9.3
☐ その他の変更		

令和 年 月 日

山形県知事 殿
_____市町村長 殿

氏名

在学期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		メールアドレス	
卒業大学等	名称			
	所在都道府県			
	卒業年月	(西暦) 年 月		
進学大学等	名称			
	所在地			
	卒業予定年月	(西暦) 年 月		
添付書類	☐ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ☐ 進学先の在学証明書又は学生証の写し			

大学院への進学や短期大学から 4 年制大学への編入などにあたり、新たに貸与を受けた奨学金について奨学金返還支援事業による支援を希望する場合には、改めて助成候補者の申請を行う必要があります。

令和 年 月 日

山形県知事 殿
市町村長 殿

氏名

就業状況等報告書【やまがた若者定着枠】

令和5年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 1年目 ・ 2年目 ・ 3年目 (○で囲む)

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		メールアドレス	
就業先	就業先 名 称			
	部署名・ 職名			
	所在地	〒		
	就業開始日	(西暦) 年 月 日		
就業分野	分類 () 別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入			
添付書類	【1年目】 ☐ 在職証明書(様式5) ☐ 住民票(マイナンバーの記載のないもの) ☐ 貸与奨学金返還確認票の写し 【2年目・3年目】 添付書類なし(個人事業主の場合は前年の確定申告書の写し)			

※応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は下記に提出のこと。
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

在 職 証 明 書

住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日
就業先名			
就業地（所在地）			
職名及び職務内容			
上記就業地での 就業開始の日	年	月	日

（該当する場合✓を付けてください）

☐ 正規雇用として在職している。

*正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態です。

- ① 期間の定めのない労働契約をしていること
- ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

☐ （病院、福祉施設の場合）医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師として就業していない。

上記について、間違いないこと及び当社に在職していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

令和 年 月 日

山形県知事 殿
〇〇〇市町村長 殿

氏名

改姓・転居等に係る報告書【やまがた若者定着枠】

令和 5 年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要
項の規定に基づき、次のとおり報告します。

助 成 候 補 者	項目(※)		変更前	変更後
		ふりがな		
		氏名		
		住所	〒	〒
		電話番号		
		メールアドレス		

(※) 変更があった項目に「○」をつけ、該当部分を記載すること。

令和 年 月 日

山形県知事 殿
市町村長 殿

申請者 住所 〒
氏名

求職・離職期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和５年度やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

記

求職・離職期間延長理由

令和 年 月 日

山形県知事 殿
市町村長 殿

申請者 住所 〒
氏名

認定辞退申請書【やまがた若者定着枠】

令和 年 月 日付け 第 号で通知のあった助成候補者の
認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

辞退理由

- () 奨学金不貸与のため
- () 大学等を途中で退学したため
- () 県外に就業し、今後県内に就業する見込みがないため
- () 県外に居住したため（県内就業又は離職中の場合）
- () 公務員として就業したため （ 県内 ・ 県外 ）
- () 対象外の職種で就業したため
- () 期間内に正規雇用での就業ができなかったため
- () 離職期間が通算して6か月（やむを得ない事情による場合は12か月）を超えたため
- () 奨学金を全額返済したため
- () その他（ ）